

● 林業

業務内容	資格要件等	関係条文
次のいずれかに該当する機械集材装置・運材索道の組立て、解体、変更、修理の作業又はこれらの設備による集材、運材作業の作業主任者 イ 原動機の定格出力が7.5kwをこえるもの ロ 支間の斜距離の合計が350m以上のもの ハ 最大使用荷重が200kg以上のもの	● 林業架線作業主任者免許	安衛則513.514
機械集材装置の運転業務	● 特別教育	安衛則36(7)
(1) 胸高直径70cm以上の立木の伐木の業務 (2) 胸高直径20cm以上で、重心が著しく偏している立木の伐木の業務 (3) つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務	● 特別教育	安衛則36(8)
チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務	● 特別教育	安衛則36(8-2)

● 免許試験実施機関 免許試験の受験、申し込み、問い合わせは下記センターへお願いします。

財団法人 安全衛生技術試験協会 〒477-0032 愛知県東海市加木屋町丑寅海戸51-5  
中部安全衛生技術センター (Tel:0562-33-1161 Fax:0562-33-5275)

● 主な技能講習実施機関 受講、申し込み、問い合わせはそれぞれの機関へお願いします。

	床山操作式クレーン運転	小型移動式クレーン運転	玉掛け	移動式クレーン運転実技講習	ボイラー取扱	第一種圧力容器取扱	フォークリフト運転	シヨベルローダー等運転	不整地運搬車運転	はい作業主任者	船内荷役作業主任者	木材加工用機械作業主任者	プレス機械作業主任者	乾燥設備	ガス溶接	有機溶剤作業主任者	特定化学物質及び四鉛等作業主任者	鉛作業主任者	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	石綿作業主任者	車両・運搬・積み込み・掘削	建設用基礎工事用	解体用	高所作業車運転	地山の掘削・土止め・保土作業主任者	すい道等の掘削・覆工作業主任者	型枠支保工組立て等作業主任者	採石のための掘削作業主任者	コンクリート橋架設等作業主任者	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	木造建築物の組立て等作業主任者	鋼橋架設等作業主任者	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	足場の組立て等作業主任者			
(社) 愛知労働基準協会 Tel:052-221-1436																																					
建設業労働災害防止協会 愛知県支部 Tel:052-242-4441																																					
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛知県支部 Tel:052-889-1077																																					
林業・木材製造業労働災害防止協会 愛知県支部 Tel:052-331-9386																																					
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 東海総支部 Tel:052-652-6595																																					
(社) 日本ボイラー協会 愛知支部 Tel:052-231-4633																																					
(社) 日本クレーン協会 東海支部 Tel:052-231-4633																																					
(社) 名古屋運搬機械化協会 Tel:052-581-0844																																					
(社) 日本砕石協会 東海地方本部 Tel:052-936-5151																																					
(職) 愛知県建設職業訓練協議会 Tel:052-982-5737																																					
(財) 港湾労働協会 港湾技能研修センター Tel:0532-32-8551																																					
キャタピラー教習所(株) 東海教習センター Tel:0532-65-5151																																					
キャタピラー教習所(株) 名古屋教習所 Tel:0567-66-0151																																					
コマツ教習所(株) 愛知センター Tel:0586-26-4111																																					
住友建機販売(株) 名古屋技術研修所 Tel:0566-35-1311																																					
(株) 東海テック自動車学校 Tel:052-603-3883																																					
日本車輛製造(株) 機電本部技術教習所 Tel:0569-22-7549																																					
(株) 日立建機教習センター 愛知教習所 Tel:0564-57-7123																																					

※ 上記以外にも多数の実施機関が多数あります。詳しくは「愛知労働局ホームページ」-「統計・情報」-「免許・技能講習等機関一覧表」を参照してください。  
URL: <http://www.2aichi-rodo.go.jp/>

労働安全衛生法の定める

資格等の必要な業務のあらまし

このパンフレットには、代表的な資格要件を示しました。詳しくは各関係条文を参照してください。

● クレーン等、揚重機関係

業務内容	資格要件等	関係条文
クレーンの運転 (つり上げ荷重5t以上)	● クレーン・デリック運転士免許 ● クレーン・デリック運転士免許 [クレーン限定] 以上の資格	安衛令20(6) クレーン則22
床上運転式クレーンの運転 (つり上げ荷重5t以上)	● クレーン・デリック運転士免許 [クレーン限定] ● クレーン・デリック運転士免許 [床上運転式限定] 以上の資格	クレーン則224-4
床上操作式クレーンの運転 (つり上げ荷重5t以上)	● 床上操作式クレーン運転技能講習 以上の資格	安衛令20(6) クレーン則22
クレーンの運転 (つり上げ荷重5t未満)	● 特別教育	安衛則36(15) クレーン則21
跨線テルハの運転 (つり上げ荷重5t以上)	● 特別教育	安衛則36(15) クレーン則21
移動式クレーンの運転 (つり上げ荷重5t以上)	● 移動式クレーン運転士免許	安衛令20(7) クレーン則68
移動式クレーンの運転 (つり上げ荷重1t以上5t未満)	● 小型移動式クレーン運転技能講習 以上の資格	安衛令20(7) クレーン則68
移動式クレーンの運転 (つり上げ荷重1t未満)	● 特別教育	安衛則36(16) クレーン則67
デリックの運転 (つり上げ荷重5t以上)	● クレーン・デリック運転士免許	安衛令20(8) クレーン則108
デリックの運転 (つり上げ荷重5t未満)	● 特別教育	安衛則36(17) クレーン則107
建設用リフトの運転	● 特別教育	安衛則36(18) クレーン則183
揚貨装置の運転 (制限荷重5t以上)	● 揚貨装置運転士免許	安衛令20(2)
揚貨装置の運転 (制限荷重5t未満)	● 特別教育	安衛則36(6)
ゴンドラの操作	● 特別教育	安衛則36(20) ゴンドラ則12
動力駆動の巻上げ機の運転 (電気ホイス・エアホイス及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く)	● 特別教育	安衛則36(11)
玉掛け (制限荷重、つり上げ荷重が1t以上の揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け)	● 玉掛け技能講習	安衛令20(16) クレーン則221
玉掛け (制限荷重、つり上げ荷重が1t未満の揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け)	● 特別教育	安衛則36(19) クレーン則222

● ボイラー・圧力容器関係

業務内容	資格要件等	関係条文	
① ボイラーの伝熱面積の合計が500㎡以上の場合 (貫流ボイラーのみを取り扱う場合を除く。) ② ボイラーの伝熱面積の合計が25㎡以上500㎡未満の場合 貫流ボイラーのみで伝熱面積の合計が500㎡以上の場合 ③ ボイラーの伝熱面積の合計が25㎡未満の場合 下記、(イ)～(ニ)のボイラーのみを取り扱う場合 (イ) 胴の内径 750mm 以下で、長さ1300mm 以下の蒸気ボイラー (ロ) 伝熱面積が 3㎡ 以下の蒸気ボイラー (ハ) 伝熱面積が 14㎡ 以下の温水ボイラー (ニ) 伝熱面積が 30㎡ 以下の貫流ボイラー (気水分離器を有するものは、気水分離器内径 400mm) 以下で、かつ内容積 0.4㎡ 以下のものに限る * 伝熱面積の合計は右の数値により算定する。 (a) 貫流ボイラーは、その伝熱面積に 10分の1 を乗じて得た値 (b) 廃熱ボイラーは、その伝熱面積に 2分の1 を乗じて得た値 (c) 上記④の (イ)～(ニ) のボイラーの伝熱面積は算入しない	● 特級ボイラー技士免許 ● 一級ボイラー技士免許 以上の資格 ● 二級ボイラー技士免許 以上の資格 ● ボイラー取扱技能講習 以上の資格	ボイラー則24,25	
ボイラー取扱作業の作業主任者 <b>作業主任者</b>			
ボイラー取扱作業	① 下記、(イ)～(ニ)以外のボイラーの取扱い ② 下記、(イ)～(ニ)のボイラーの取扱い (イ) 胴の内径 750mm 以下で、長さ1300mm 以下の蒸気ボイラー (ロ) 伝熱面積が 3㎡ 以下の蒸気ボイラー (ハ) 伝熱面積が 14㎡ 以下の温水ボイラー (ニ) 伝熱面積が 30㎡ 以下の貫流ボイラー (気水分離器を有するものは、気水分離器内径 400mm) 以下で、かつ内容積 0.4㎡ 以下のものに限る	● 二級ボイラー技師免許 以上の資格 ● ボイラー取扱技能講習 以上の資格	安衛令20(3)ボイラー則23
小型ボイラー取扱作業	● 特別教育	安衛則36(14)ボイラー則92	
第一種圧力容器の取扱作業の作業主任者 (小型圧力容器及び特定の内容積の容器を除く) <b>作業主任者</b>	① 化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業 ② 化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業のうち電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法の適用を受けるもの ③ 化学設備以外に係る第一種圧力容器の取扱いの作業 ④ 化学設備以外に係る第一種圧力容器の取扱いの作業のうち電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法の適用を受けるもの * 特定の内容積の容器(除外されるもの) ① 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超え、内容積が5㎡以下のもの ② 化学反応等により蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超え内容積が1㎡以下のもの ③ 液体の成分を分離するため液体を加熱し蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超え内容積が1㎡以下のもの ④ 大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器で、内容積が1㎡以下のもの	● 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習 ● 製造保安責任者免状、販売主任者免状、ガス主任技術者免状の交付を受け、特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者 ● 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習以上の資格 ● 特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許	ボイラー則62,63
ボイラー、第一種圧力容器の溶接	① 下記、②以外の溶接 ② 下記、(イ)～(ロ)の溶接 (イ) 溶接部の厚さ 25mm 以下の溶接 (ロ) 管台、フランジ等を取り付ける溶接	● 特別ボイラー溶接士免許 ● 普通ボイラー溶接士免許 以上の資格	安衛令20(4)ボイラー則9,55
ボイラー等の整備	下記、(イ)～(ニ)以外のボイラーの整備 (イ) 胴の内径 750mm 以下で、長さ1300mm 以下の蒸気ボイラー (ロ) 伝熱面積が 3㎡ 以下の蒸気ボイラー (ハ) 伝熱面積が 14㎡ 以下の温水ボイラー (ニ) 伝熱面積が 30㎡ 以下の貫流ボイラー (気水分離器を有するものは、気水分離器内径 400mm) 以下で、かつ内容積 0.4㎡ 以下のものに限る	● ボイラー整備士免許	安衛令20(5)ボイラー則35,70
ボイラー据付作業の作業主任者 (小型ボイラー及び、上記(イ)～(ニ)のボイラーを除く) <b>作業主任者</b>	● ボイラー据付工作業主任者技能講習	ボイラー則16,17	

● 建設工事等

業務内容	資格要件等	関係条文
コンクリート破砕器を用いて行う破砕作業の作業主任者 <b>作業主任者</b>	● コンクリート破砕器作業主任者技能講習	安衛則321-3、321-4
掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業の作業主任者 <b>作業主任者</b>	● 地山の掘削作業主任者技能講習	安衛則359、360
土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け、取りはずし作業の作業主任者 <b>作業主任者</b>	● 土止め支保工作業主任者技能講習	安衛則374、375
ずい道等の掘削、ずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け、コンクリート等の吹付けの作業の作業主任者 <b>作業主任者</b>	● ずい道等の掘削作業主任者技能講習	安衛則383-2、383-3
ずい道型わく支保工の組立て、移動、解体、これらに伴うコンクリートの打設等の作業の作業主任者 <b>作業主任者</b>	● ずい道等の覆工作業主任者技能講習	安衛則383-4、383-5
ずい道等の掘削作業、これに伴うずり・資材の等の運搬、覆工のコンクリート打設等の作業 ● 特別教育		安衛則36(30)
型わく支保工の組立て又は解体の作業の作業主任者 <b>作業主任者</b>	● 型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習	安衛則246、247
建築物の骨組み又は塔で、高さが5m以上で金属部材により構成されるものの組立て、解体、変更作業の作業主任者 <b>作業主任者</b>	● 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	安衛則517-4、517-5
金属製の橋梁の上部構造で、高さ5m以上、又は橋梁支間が30m以上である部分の架設、解体、変更作業の作業主任者 <b>作業主任者</b>	● 鋼橋架設等作業主任者技能講習	安衛則517-8、517-9
軒高5m以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地、外壁下地の取付けの作業の作業主任者 <b>作業主任者</b>	● 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	安衛則517-12、517-13
高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業の作業主任者 <b>作業主任者</b>	● コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	安衛則517-17、517-18
コンクリート造の橋梁の上部構造で、高さ5m以上又は橋梁支間30m以上である部分の架設、変更の作業の作業主任者 <b>作業主任者</b>	● コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	安衛則517-22、517-23
つり足場、張出し足場、高さ5m以上の足場の組立て、解体、変更作業の作業主任者 <b>作業主任者</b>	● 足場の組立て等作業主任者技能講習	安衛則565、566

● 発破、採石

業務内容	資格要件等	関係条文
発破の業務 (せん孔、装てん、結線、点火、不発の装薬又は残薬の点検及び処理)	● 発破技師免許	安衛令20(1)安衛則318
掘削面の高さが2m以上となる岩石の採取のための掘削作業の作業主任者 <b>作業主任者</b>	● 採石のための掘削作業主任者技能講習	安衛則403、404

● 廃棄物処理施設等

業務内容	資格要件等	関係条文
① 廃棄物処理施設において、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う業務		安衛則36(34)
② 廃棄物処理施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務	● 特別教育	安衛則36(35)
③ 廃棄物処理施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う業務		安衛則36(36)

## ● 石綿

業務内容	資格要件等	関係条文
石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取り扱う等の作業の作業主任者 <b>作業主任者</b>	● 石綿作業主任者技能講習	石綿則19 石綿則20
石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体、封じ込め、囲い込み等の作業	● 特別教育	安衛則36(37) 石綿則27

## ● 建設機械等の運転

業務内容	資格要件等	関係条文
車両系建設機械（ <b>整地・運搬・積込み・掘削用</b> ）の運転（道路上の走行を除く） （機体重量3t以上）	● 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	安衛令20(12)
車両系建設機械（ <b>整地・運搬・積込み・掘削用</b> ）の運転（道路上の走行を除く） （機体重量3t未満）	● 特別教育	安衛則36(9)
車両系建設機械（ <b>基礎工事中用</b> ）の運転（道路上の走行を除く） （機体重量3t以上）	● 車両系建設機械（基礎工事中用）運転技能講習	安衛令20(12)
車両系建設機械（ <b>基礎工事中用</b> ）の運転（道路上の走行を除く） （機体重量3t未満）	● 特別教育	安衛則36(9)
車両系建設機械（ <b>基礎工事中用</b> ）の運転（道路上の走行を除く） （自走できないもの）	● 特別教育	安衛則36(9-2)
車両系建設機械（ <b>基礎工事中用</b> ）の <b>作業装置の操作</b>	● 特別教育	安衛則36(9-3)
車両系建設機械（ <b>解体用</b> ）の運転（道路上の走行を除く） （機体重量3t以上）	● 車両系建設機械（解体用）運転技能講習	安衛令20(12)
車両系建設機械（ <b>解体用</b> ）の運転（道路上の走行を除く） （機体重量3t未満）	● 特別教育	安衛則36(9)
車両系建設機械（ <b>締固め用</b> ）の運転（道路上の走行を除く）	● 特別教育	安衛則36(10)
車両系建設機械（ <b>コンクリート打設用</b> ）の <b>作業装置の操作</b>	● 特別教育	安衛則36(10-2)
ボーリングマシンの運転	● 特別教育	安衛則36(10-3)
ジャッキ式つり上げ機械の調整、運転	● 特別教育	安衛則36(10-4)
高所作業車の運転 （道路上の走行運転を除く） （作業床の高さ10m以上）	● 高所作業車運転技能講習	安衛令20(15)
高所作業車の運転 （道路上の走行運転を除く） （作業床の高さ10m未満）	● 特別教育	安衛則36(10-5)
軌道装置の動力車の運転	● 特別教育	安衛則36(13)

車両系建設機械  
の分類

- (1) 整地・運搬・積込み用機械
- ① フル・ドーザー
  - ② モーター・グレーダー
  - ③ トラクター・ショベル
  - ④ ざり積機
  - ⑤ スクレーパー
  - ⑥ スクレープ・ドーザー

- (2) 掘削用機械
- ① パワー・ショベル
  - ② ドラグ・ショベル
  - ③ ドラグライン
  - ④ クラムシエル
  - ⑤ パケット掘削機
  - ⑥ トレンチャー

- (3) 基礎工事中用機械
- ① くい打機
  - ② くい抜機
  - ③ アース・ドリル
  - ④ リバース・サーキュレーション・ドリル
  - ⑤ せん孔機（チューピングマシンを有するもの）
  - ⑥ アース・オーガー
  - ⑦ ペーパー・ドレン・マシン

- (4) 締固め用機械
- ① ローラー

- (5) コンクリート打設用機械
- ① コンクリートポンプ車

- (6) 解体用機械
- ① プレーカ

## ● 運搬機械等の運転

業務内容	資格要件等	関係条文
フォークリフトの運転 （道路上の走行運転を除く） （最大荷重1t以上）	● フォークリフト運転技能講習	安衛令20(11)
フォークリフトの運転 （道路上の走行運転を除く） （最大荷重1t未満）	● 特別教育	安衛則36(5)
ショベルローダー、フォークローダーの運転 （道路上の走行運転を除く） （最大荷重1t以上）	● ショベルローダー等運転技能講習	安衛令20(13)
ショベルローダー、フォークローダーの運転 （道路上の走行運転を除く） （最大荷重1t未満）	● 特別教育	安衛則36(5-2)
不整地運搬車の運転 （道路上の走行運転を除く） （最大積載量1t以上）	● 不整地運搬車運転技能講習	安衛令20(14)
不整地運搬車の運転 （道路上の走行運転を除く） （最大積載量1t未満）	● 特別教育	安衛則36(5-3)

## ● 運搬作業

業務内容	資格要件等	関係条文
高さ2m以上の、はい付け又ははいくずしの作業の作業主任者 （荷役機械の運転者のみによっておこなわれるものを除く。） <b>作業主任者</b>	● はい作業主任者技能講習	安衛則428、 429
船舶への荷積み、荷卸し、船舶内の荷の移動作業の作業主任者 （総トン数500t未満の船舶で、揚貨装置を用いないで行うものを除く。） <b>作業主任者</b>	● 船内荷役作業主任者技能講習	安衛則450、 451

## ● 木工機械

業務内容	資格要件等	関係条文
木材加工用機械5台以上を有する事業場の作業主任者 （自動送材車式帯のご盤が含まれている場合は3台以上） <b>作業主任者</b>	● 木材加工用機械作業主任者技能講習	安衛則129、 130

## ● プレス

業務内容	資格要件等	関係条文
動力プレス5台以上を有する事業場の作業主任者 <b>作業主任者</b>	● プレス機械作業主任者技能講習	安衛則133、 134
動力プレスの金型、シャアの刃部、プレス・シャアの安全装置 安全囲いの取付け、取り外し又は調整の業務	● 特別教育	安衛則36(2)

## ● 産業用ロボット

業務内容	資格要件等	関係条文
産業用ロボットへの教示等の業務	● 特別教育	安衛則36(31)
産業用ロボットの検査、修理若しくは調整等の業務者	● 特別教育	安衛則36(32)

## ● 化学設備

業務内容	資格要件等	関係条文
特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務	● 特別教育	安衛則36(27)

## ● 乾燥設備

業務内容	資格要件等	関係条文
次に掲げる設備による物の加熱乾燥作業の作業主任者 イ 危険物乾燥設備で、内容積が1m <sup>3</sup> 以上のもの ロ 危険物以外の乾燥設備で、次に該当するもの ・固体燃料……最大消費量毎時10kg以上 ・液体燃料……最大消費量毎時10ℓ以上 ・気体燃料……最大消費量毎時1m <sup>3</sup> 以上 ・電力……定格消費電力が10kw以上	● 乾燥設備作業主任者技能講習	安衛則297、298

## ● 溶接

業務内容	資格要件等	関係条文
アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の作業の作業主任者	● ガス溶接作業主任者免許	安衛則314、315、316
可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	● ガス溶接技能講習	安衛令20(10) 安衛則41
アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務	● 特別教育	安衛則36(3)

## ● 充電電路の敷設等

業務内容	資格要件等	関係条文
① 高圧、特別高圧の充電電路若しくは充電電路の支持物の敷設、点検、修理、操作の業務 ② 低圧の充電電路の敷設、修理の業務 ③ 配電盤室、変電室等区画された場所に設置された低圧電路の充電部分が露出している開閉器の操作の業務	● 特別教育	安衛則36(4)
(高圧：直流750V、交流600V超え～7000V以下の電圧 特別高圧：電圧7000V超えるの電圧 低圧：電圧 直流750V以下、交流600V以下の電圧)	(②③のうち、対地電圧が50V以下もの及び電信用のもの、電話用のもの等は除く。)	

## ● タイヤの空気充填

業務内容	資格要件等	関係条文
自動車用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いてタイヤに空気を充填する業務	● 特別教育	安衛則36(33)

## ● 研削といし

業務内容	資格要件等	関係条文
研削といしの取替え又は取替え時の試運転	● 特別教育	安衛則36(1)

## ● 粉じん

業務内容	資格要件等	関係条文
粉じん障害防止規則第2条1項3号の特定粉じん作業 (設備による注水、注油をしながら行う第3条各号に掲げる作業を除く。)	● 特別教育	安衛則36(29) 粉じん則22

## ● 有機溶剤

業務内容	資格要件等	関係条文
有機溶剤とその含有量が5%を超えるものを屋内作業場、タンク等で取扱う作業の作業主任者	● 有機溶剤作業主任者技能講習	有機則19、19-2

## ● 特定化学物質

業務内容	資格要件等	関係条文
特定化学物質を製造し、又は取扱う作業の作業主任者	● 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	特化則27、28

## ● 鉛、四アルキル鉛

業務内容	資格要件等	関係条文
鉛業務に係る作業の作業主任者 (遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。)	● 作業主任者 ● 鉛作業主任者技能講習	鉛則33、34
四アルキル鉛等に係る作業の作業主任者	● 作業主任者 ● 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	四鉛則14、15
四アルキル鉛を取り扱う等の業務	● 特別教育	安衛則36(25) 四鉛則21

## ● 電離放射線

業務内容	資格要件等	関係条文
放射線業務にかかる作業の作業主任者	● 作業主任者 ● エックス線作業主任者免許	電離則46、47
ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業の作業主任者	● 作業主任者 ● ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許	電離則52-2、52-3
エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務	● 特別教育	安衛則36(28)
加工施設、再処理施設又は使用施設等の管理区域内において核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取扱う業務	● 特別教育	安衛則36(28-2)
原子炉施設の管理内において、核燃料物質若しくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物を取扱う業務	● 特別教育	安衛則36(28-3)

## ● 酸欠

業務内容	資格要件等	関係条文
第一種酸素欠乏危険場所における作業の作業主任者	● 作業主任者 ● 酸素欠乏危険作業主任者技能講習以上の資格	酸欠則11
第二種酸素欠乏危険場所における作業の作業主任者	● 作業主任者 ● 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	酸欠則11
酸素欠乏危険作業に係る業務	● 特別教育	安衛則36(26) 酸欠則12

## ● 高気圧

業務内容	資格要件等	関係条文
高圧室内作業の作業主任者 (潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に限る。)	● 作業主任者 ● 高圧室内作業主任者免許	高圧則10 安衛令6(1)
(1) 作業室及び気こう室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務 (2) 作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務 (3) 気こう室への送気又は気こう室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務 (4) 潜水作業への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務 (5) 再圧室を操作する業務 (6) 高圧室内業務	● 特別教育	高圧則11 安衛則36(20-2) 安衛則36(21) 安衛則36(22) 安衛則36(23) 安衛則36(24) 安衛則36(24-2)
潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンペからの給気を受けて、水中において行う業務	● 潜水士免許	安衛令20(9) 高圧則12